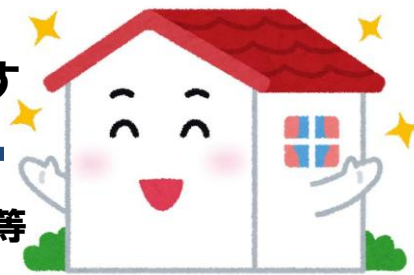


令和6年度

高梁市住宅リフォーム事業費補助金

住宅のリフォーム工事費 を補助します



この制度は、物価高騰に直面する市民の支援及び市内の建築業者等の雇用維持を図るとともに、地域経済の活性化及び市民が安心して住み続けられる住環境の形成を促進するため、住宅をリフォームする方に対して工事費の一部を補助するものです。

補助内容

●住宅リフォーム工事

補助対象工事費が**20万円以上**(消費税込み)に対して、**補助率1/10**で**最大30万円**の補助金を交付します。

申請の要件

【申請方法等は裏面をご覧ください】

(1) 交付対象者

- ・市内に住所を有する者又はリフォーム後に市内に居住する者
- ・市税を滞納していない者
- ・他の制度による補助(国・県・市等)を受けていない者

(2) 交付対象となる住宅

- ・市内に存する住宅
- ・現に申請者が居住している住宅

(3) 施工業者

- ・市内の事業者(個人事業者を含む。)

(4) 対象工事

- ・市内の事業者による20万円(消費税込み)以上のリフォーム
※補助対象工事費の50%を超える額を市外の事業者の下請負に付する場合は除く。
- ・令和7年1月31日までに実績報告書が提出できるリフォーム
- ・対象住宅又はその敷地に係るリフォーム ※対象工事は裏面記載

【対象外となる費用例】

- ・設計費、家電製品及び家具等の購入費 ・DIYに使用する材料費
- ・事務所及び店舗等の居住用以外の部分に係る工事費 など

② 補助金の交付決定前に着手した工事は、補助対象外となりますのでご注意ください。



受付期間

令和6年4月15日(月)から令和7年1月31日(金)まで

※予算額に達し次第、受付を終了いたします。申請状況により抽選になる場合があります。

補助金申請手順と必要書類

(1) 申請書の提出

- 交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添えてご提出ください。
 - ・申請者の納税証明書(市税の滞納がないことを証明する書類)
※ただし、申請書において市税納税調査に同意された場合は不要
 - ・リフォームの費用が分かる書類(見積書、内訳書等)の写し
 - ・リフォーム部分の着工前の状況が分かる写真及び図面
 - ・その他市長が必要と認める書類
※必ずリフォームの請負契約締結前・着工前に申請してください。

(2) 補助金交付決定後

- 補助金の交付決定通知書を送付します。
 - ・請負契約の締結
 - ・リフォームの実施

● 申請書等提出先
高梁市産業振興課 商工労働係
TEL:21-0229

(3) 実績報告の提出

- リフォーム完了後、実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えてご提出ください。
 - ・リフォームに係る支払いを証する書類(領収書など)の写し
 - ・リフォーム部分の完了後の写真

(4) 補助金確定通知後

- 補助金の確定通知書を送付します。確認後、次の書類を提出してください。
 - ・補助金請求書
 - ・振込口座の内容(金融機関名・支店名・口座番号・名義)が印字されている部分の通帳の写し

対象工事 施工例

(1) 内装・外装工事

- ・クロスの張替え、建具の取替え、畳の新調、壁の塗替え、屋根の葺替え など

(2) 住宅設備工事

- ・台所・便所・浴室ほか給排水設備の取替え、防犯カメラの設置 など

(3) エコリフォーム工事

- ・高効率エアコン・高効率給湯器・節水型トイレ・LED照明器具・太陽光発電システム(売電目的は除く。)
・蓄電池・EV・PHEV自動車用充電設備の設置 など

(4) バリアフリー改修工事

- ・手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、床材の変更 など

(5) 外構工事

- ・車庫・インターフォン・フェンス・物置・テラス・散水栓の設置 など

(6) 造園工事

- ・植栽、生垣の設置(剪定等の維持管理は除く。) など

(7) 上記工事に附帯する工事等

- ・養生費、仮設費、解体費、廃材処分費、建築確認申請費、電力会社申請費 など

※ 交付対象の可否につきましては、お気軽にご相談ください。

